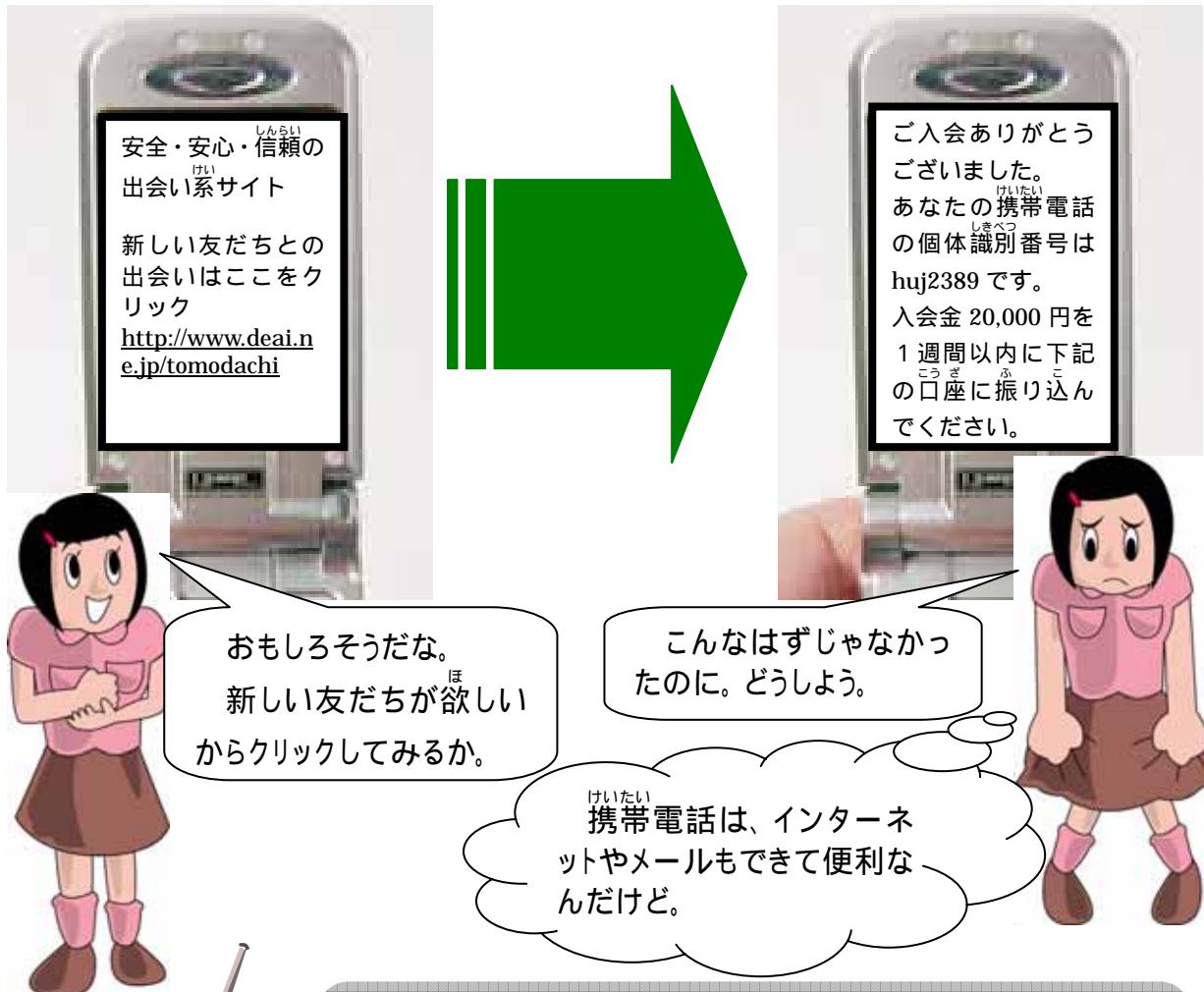


不当請求は絶対無視！



ワンクリック詐欺・ワンクリック不当請求
 このような、サイトを見て、何気なく画面をクリックしたとたんに登録画面が表示され、高額な請求をされる手口を「ワンクリック詐欺」「ワンクリック不当請求」といいます。このような契約のやり方は、法律で禁止されています。

ポイント

一般に、クリックする前に、利用料金や利用規約について説明がない場合は、登録料や料金を請求することができないことになっています。

このようなメールが届いたときは、無視するのが一番です。相手の連絡先が書いてあっても、自分から連絡してはいけません。

心配なときは、手遅れになる前に先生や親に相談しましょう。

< 背景 >

パソコンや携帯電話の電子メールを通して、出会い系サイトやアダルトサイトなど、架空あるいは一度だけアクセスしたサイトから、利用料金を請求される被害が急増しています。

< 事件事故の例 >

例1 携帯電話への不当請求

自分の携帯電話に勝手にメールが送られてきたため、何かと思って開いたとたんアダルトサイトに会員登録され、入会金を請求された。

例2 Webページ閲覧による詐欺

Webページを閲覧していたとき、年齢確認をクリックしただけで「登録ありがとうございます。料金を支払ってください。」と表示された。あわてて解約の手続きをした時に個人情報を入力してしまい、料金請求のメールがくるようになった。

< 指導上の留意点 >

不当請求は、親や教師の目の届かないところで起こります。機会を見つけて、不当請求について指導していくことが必要です。指導のポイントとして、次の4つが考えられます。

1. 氏名、住所、電話番号などの個人情報を絶対に伝えない。
2. 利用規約がない場合は無視をする。
3. 利用規約がある場合は、よく読んで確認する。
4. 電子消費者契約法では、事業者は、消費者に対して申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要があるので、このような確認措置がない場合、その申し込みは無効であることを主張することができる。

自動登録画面が出てくると、携帯電話の場合は個人識別番号、パソコンの場合はIPアドレスが表示されることがあります。このような、特定の情報が表示されると、自分の個人情報が相手に知られてしまっているのではないかと不安になりますが、これらから個人情報が漏れてしまうことはありません。

< 解説例 >

不当な料金請求は、出会い系サイトやアダルトサイト、チェーンメールなどによく見られます。一方的に送られてくる勧誘メールに、安易に返信したり名前、住所、電話番号などの個人情報を登録したりすると大変なことになります。

おもしろ半分や興味本位で、届いた勧誘・広告メールに記載されたURLをクリックしてはいけません。

